

「みなと塩竈海保カレー」の共通ルールについて

みなと塩竈海保カレープロジェクト委員会

【商標について】

1. “みなと塩竈海保カレー”の名称は、商標登録されています。
2. 商標管理者（権利者）は塩釜商工会議所です。
3. “みなと塩竈海保カレー”の名称を使用するためには、みなと塩竈海保カレープロジェクト委員会に「事業者の会入会申込書 兼 商標使用申請書（注1）」を提出し、委員会の認定を受けなければなりません。
（注1）申請は1メニュー・1商品ごとです。新商品を販売する際は、その都度申請をしてください。
4. 認定後は、委員会が設置する「事業者の会」への入会が必要となります。
5. 認定後は、塩釜商工会議所への入会が必要です。
6. “みなと塩竈海保カレー”の名称使用にあたって、「商標使用要綱」を守ってください。

【事業者の会について】

1. 商標の使用料は、1事業所あたり年12,000円です（入会時、月割あり。使用料は月1,000円）。その後、毎年4月に年間使用料を一括徴収します。（年途中の退会については返金いたしません）
2. 入会時は、入会金として10,000円を納入いただきます。その後、販促物品として、認定証、カード、店名と日付のスタンプ、のぼり、ポール等を交付します。追加の販促物品が必要となる方は、実費とします。

【販売について】

1. 商標使用申請の希望者に、「みなと塩竈海保カレー」のレシピをお渡しします。
2. レシピを第三者へ譲渡しないでください。外注先にレシピを提供する場合は、事務局へ届け出てください。
3. 「みなと塩竈海保カレー」の調理法を忠実に守ってください。
4. トッピングは自由ですが、ルーの味が変わるようなものは禁止します。
5. 「みなと塩竈海保カレー」を召し上がったお客様には、販促物品のカードを渡してください。

【クレームについて】

1. クレームが事務局に寄せられた場合は、クレーム内容をそのままお伝えします。
2. クレームの内容が、本事業の目的・趣旨に明らかに反している場合、当委員会から必要な措置を行います。

★ご不明点等ございましたら、下記担当までご連絡ください。

《事務局》 塩釜商工会議所 海保カレー担当：生出・佐藤

TEL：022-367-5111 / FAX：022-367-5115